

令和3年 第12回 農業委員会総会

日時 令和3年12月23日（木）午後3時00分

場所 糸満市役所 3-C会議室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

【欠席委員】

長嶺 栄 幸地 豊

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝

【議事録署名人】

9番農業委員 玉城 正智 10番農業委員 金城 義幸

【議事日程】

日程第1	議案第52号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2	議案第53号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3	議案第54号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第55号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第5	議案第56号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

令和3年第12回 総会 議事録

事務局	これより令和3年第12回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和3年第12回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は9番農業委員の玉城正智さん、10番農業委員の金城義幸さんでお願いします。次回調査委員は、1番農業委員の大城真由美さん、2番農業委員の山城学さん、2番推進委員の金城正弘さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（6件） 日程第2 議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（1件） 日程第3 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（4件） 日程第4 議案第55号 農地移動適正あっせん事業のあっせん委員の指名について（1件） 日程第5 議案第56号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（4件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は賀数の1筆で売買による所有権移転であります。2番は伊敷の1筆で売買による所有権移転であります。3番は真栄里の2筆で贈与による所有権移転であります。4番は大度の1筆で売買による所有権移転であります。5番は真栄里の1筆で贈与による所有権移転であります。6番は大里の1筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。

委員	6 番についてですが、坪単価が高いようですが、施設等があるのでしょうか？
事務局	その辺について、私も聞きましたが、施設も無く、売り手と買い手の契約によるとのこと。（あっせん委員から：買い手側の方が用水路を気に入ってこの価格とのことでした。高い安いは言えませんでした）
会長	他になければ只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 52 は可とします。次に議案第 53 号について、事務局説明願います。
事務局	5 ページをお開き下さい。1 番、大里の 1 筆で農地区分は第 1 種農地で一般住宅への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	2 名で現地調査をしましたので、報告します。周りを畑や宅地に囲まれた第 1 種農地であります。不許可の例外、集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。皆さんからのご意見等をお願いします。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくをお願いします。 (時間を待つて) なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 53 は可とします。次に議案第 54 号について、事務局説明願います。
事務局	9 ページをお開き下さい。農地法第 5 条について 1 番は阿波根の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。売買による所有権移転で資材置場への転用であります。2 番は米須の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。使用貸借権の設定で一般住宅への転用であります。3 番は豊原の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。使用貸借権の設定で一般住宅への転用であります。4 番は照屋

	の1筆で農地区分は第1種農地です。使用貸借権の設定で一般住宅への転用があります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	報告します。1番の阿波根については、周りを雑種地に囲まれた第2種農地であるため資材置場への転用は問題無いものと判断しました。2番の米須について、周りを宅地や山林・原野に囲まれた第2種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。3番の豊原については、畑や住宅等に囲まれた第1種農地ではありますが、不許可の例外、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。4番の照屋については、畑や住宅に囲まれた第1種農地ではありますが、不許可の例外、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。以上報告としますが、皆さんのご意見ををお願いします。
会長	只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。 (時間を待つて) なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第54号は件可とします。次に議案第55号あっせん委員の指名について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第55号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について読み上げて説明。
会長	只今の案件同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第55号は同意とします。次に議案第56号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは21ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について3-175～3-178までを読み上げて説明。

会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 56 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 9 番 農業委員 玉城正賢 10 番 農業委員 金城義幸